

小平市スキー連盟規約

令和五年六月二十四日改定

第一章 名称と事務所

(名 称)

第一条 本連盟は小平市スキー連盟と称する。(略称S・A・K)

(事 務 所)

第二条 本連盟は事務所を小平市津田町一―一―小平市民総合体育館内 小平市体育協会事務局に置く。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第三条 本連盟はアマチュアスポーツ団体であつて、スキーの正しい普及、振興を期し、もつて市民の体位向上を図り、併せて各加盟団体及び関係諸団体との親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第四条 本連盟は前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

1. スキー競技会、パッチテスト、講習会を開催すること。
2. 各加盟団体との共催による講習会の開催並びに事業への後援すること。
3. 小平市スキー界を代表して東京都スキー連盟並びに小平市体育協会に加盟すること。
4. 小平市を代表する選手を選考し、各種大会に代表を送ること。
5. 本連盟の所属会員の登録を行なうこと。
6. 研究会、講習会及び映画会を開催すること。
7. その他、本連盟の目的達成に必要な事業を行うこと。

第三章 加盟団体

(加盟の資格)

第五条 団体加盟

本連盟の加盟団体は本連盟の目的に賛同して正しく結成された市内のスキー団体(クラブ等)とする。

加盟団体は五名以上の会員が在籍することを要する。

2. 個人加盟

その他の個人で市内に在住、在勤、在学し、本連盟の目的に賛同するものとする。

(加盟の方法)

第六条

本連盟に加盟しようとする団体及び個人は、所定の申込書に別に定める加盟金、年間負担金を添えて本連盟事務局あてに申し込むものとする。

(加盟の承認及び脱退)

第七条

本連盟への加盟は理事会の審議を経て総会にて承認される。

第八条

加盟団体及び個人が本連盟を脱退しようとするときは、その理由を明記した脱退届を会長宛提出しなければならない。

(除名又は権利の停止)

第九条

加盟団体及び個人が本連盟の規約に違反し、或いは著しく不都合の行為があつたときは、理事会の審議を経て総会の議決によりその権利を停止し、又は除名されることがある。

(加盟団体及び個人加盟者の権利)

第十条

加盟団体及び個人は本連盟の主権、共催又は後援する各種行事に参加することが出来る。

(加盟団体及び個人加盟者の義務)

第十一条

加盟団体及び個人加盟者は本連盟の規約、関係諸規定及び総会の決定に従わなければならない。

2. 加盟団体及び個人加盟者は第三七条に定められた負担金を毎年五月末までに納入しなければならない。

3. 加盟団体は第六条により届け出た事項に変更があつたときは直ちに連盟事務局宛に報告しなければならない。

(登 録)

第十二条

加盟団体は、その所属会員を掌握し、本連盟を通じ全日本スキー連盟に登録することが出来る。

2. 登録は、住所、氏名、生年月日、資格とする。

3. 登録については、全日本スキー連盟登録規定によるものとする。

第四章 役員

(役 員)

第十三条 本連盟に次の役員を置く。

会 長	一名
副 会 長	若干名
理 事 長	一名
副 理 事 長	一名
理 事	若干名
監 事	二名
名譽会長	若干名
顧 問	若干名

(役員の選出)

第十四条 理事、幹事は総会において会員中の候補者より選出する

1. 候補者のうち加盟団体に所属する者は加盟団体からの推薦により候補者となる事が出来る。
2. 候補者のうち加盟団体に所属しない者は理事の推薦を受け理事会に届け出なければならない。推薦した理事はその候補者が適任と判断した理由を理事会で説明し、理事会の議決によつて候補者となる事が出来る。
3. 会長、副会長は理事の互選により選出する。
4. 理事長、副理事長は理事の互選による。
5. 名譽会長は、会長職にあつたもので、理事会にて推薦し会長が委嘱する。
6. 顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

(会長・副会長)

第十五条

- 会長は本連盟を代表し、会務を統理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき、又は欠けたるときはこれを代行する。

(理 事)

第十六条 理事は理事会を構成し会務を執行する。

(理事長・副理事長)

- 第一七条 理事長は理事会の会務を掌握する。
2. 副理事長は理事長事故あるとき、又は欠けたるときはこれを代行する。

(監 事)

- 第一八条 監事は会計及び会務を監査する。
2. 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(名誉会長)

- 第十九条 名誉会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(顧 問)

- 第二十条 顧問は、会長の諮問に応じ理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員の任期)

- 第二十一条 本連盟役員の任期は二年とする。
2. 役員中欠員を生じたときは、総会の委任により、理事会の決議により補充することが出来る。ただし補充役員の任期は前任者の残任期間とする。
3. 役員は任期満了後も後任役員の就任があるまではその職務を行うものとする。

(その他)

- 第二十二条 本連盟の関係団体への役員派遣は理事会において審議の上、理事又は加盟団体の所属会員中より選出するものとし、その定数及び任期は派遣先団体の規約による。

第五章 運 営

(総 会)

- 第二十三条 総会は本連盟の最高議決機関である。

- 第二十四条 総会は次の事項を審議決定する。

1. 予算の審議並びに決算の承認
2. 事業計画と事業報告
3. 加盟団体の提出議案の審議
4. 役員の選出
5. 本規約の改廃
6. 新加盟団体の承認
7. その他議決を要する事項

- 第二十五条 総会は毎年一回六月に会長が招集する。ただし会長が必要と認めたとき、又会員総数の三分の一以上から請求のあったときは、会長は臨時にこれを招集しなければならない。

2. 総会の招集は、会議開催の日の二週間前に書面を以て通知しなければならない。

- 第二十六条 総会は会員を以て構成する。

- 第二十七条 総会は会員総数の二分の一以上の出席がなければ開くことが出来ない。なお、総会は委任状による出席を認める。ただし同一議題で再度招集した場合はこの限りではない。

- 第二十八条 加盟団体よりの提出議案は会議開催の日の二週間前に書面を以て通知しなければならない。

- 第二十九条 総会における議決は出席会員の多数決によるものとし、賛否同数のときは議長が決する。

- 第三十条 総会は議事録を作成し、保存する。

(理 事 会)

- 第三十一条 理事会は本連盟の会務を執行する機関である。

- 第三十二条 理事会は会長・副会長及び理事を以て構成し、理事長が議長となる。

- 第三十三条 理事会は必要に応じて理事長が招集する。

- 第三十四条 理事会は構成人員の二分の一以上の出席人員がなければ開くことはできない。ただし同一議題で再度招集した場合はこの限りではない。なお会議は委任状による出席を認める。

- 第三十五条 理事会の議決は出席理事の多数決による。賛否同数のときは議長が決する。

- 第三十六条 理事会は審議事項の議事録を作成、保存する。

第六章 会 計

（収 入）

第三十七条 本連盟の収入は次を以てあてる。

- 1. 加盟団体の加盟金及び負担金
- 2. 登録料および資格登録手数料
- 3. 事業に伴う収益金
- 4. 補助金及び寄付金
- 5. その他の収入

（加盟金・負担金・資格登録手数料）

第三十八条 第十一条第二項及び第三十七条第一項に定められた加盟金及び負担金は次の通りとする。

	加盟金	負担金（年額）
個人 加 盟 者	一、〇〇〇円	五、〇〇〇円
会員一〇名未満の団体	一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
会員二〇名未満の団体	一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
会員五〇名未満の団体	四、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
会員五〇名以上の団体	五、〇〇〇円	四〇、〇〇〇円

2. 第三十七条第二項に定められた資格登録手数料は、所持資格数に関わらず一名年額一〇〇〇円とする。
ただし、資格とは全日本スキー連盟公認資格および、東京都スキー連盟公認資格とする。

（会計年度）

第三十九条 本連盟の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

（管理実行）

第四十条 本連盟の収入及び支出は会長が管理し、会計担当の理事がその実行にあたる。

（予 算）

第四十一条 本連盟の収支予算は理事会の審議を経て編成し、新年度初頭の総会の議決を得なければならない。

（決 算）

第四十二条 本連盟の収支決算は監事を経て当該会計年度直後の総会に報告し、その承認を得なければならない。

（その他）

第四十三条 本連盟の役員等はその職務のための必要な実費及び旅費は支給されるものとする。この支給に関しては別に定める旅費規定による。

第七章 附 則

第四十四条 本規定に定めない事項に関しては、適時総会において審議の上定める。

第四十五条 本規約の執行は、昭和四十八年六月三十日とする。

旅費及びコーチ料に関する規定

第一条

小平市スキー連盟規約第四十二条により本規定を設ける。

第二条

- 役員等が競技会・検定会・研修会・強化合宿等に出席する場合は、
- 1. 交通費 特別区内 東京都の区域外、三多摩地区の出張は、実費が支給される。
- 2. 宿泊費 実費が支給される。（但し理事会の承認による・車中泊支給せず）
- 3. 日当 業務が四時間未満の場合 一五〇〇円
業務が四時間以上の場合 五〇〇〇円
- 4. コーチ料 指導員等 一日五〇〇〇円
- 5. 旅費用の請求 出張したものが請求する。

第三条

役員が本連盟を代表して出張する場合は前条に準ずる。

第四条

本規約に定めない事項は理事会の決するところによる。